

(参考)介護労働安定センターの概要

1 センターの設立

- (1) 設立年月日
平成4年4月1日
- (2) 厚生労働大臣の指定
平成4年7月1日「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき、介護労働安定センターとして指定を受ける。
- (3) 設立の目的
介護関係業務に従事する労働者について、雇用管理の改善、能力の開発及び向上、労働力の需給調整に対する支援等を行うために必要な事業を実施することにより、介護労働者の職業の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

2 組織等(平成20年4月1日現在)

- (1) 組織
本部、支部(47支部(所))
- (2) 役職員数
役員(常勤) 1名 職員148名

3 業務の概要

- (1) 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報、資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 介護労働者に対して、その職業及び生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。
- (3) 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- (4) 事業主その他の関係者に対して介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する相談その他の援助を行うこと。
- (5) 介護労働者等に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
- (6) 介護労働者に係る求職情報の収集整理及び提供を行うこと。
- (7) 介護雇用管理助成金を支給すること。
- (8) その他、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

4 根拠法令

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律 第15条、第17条及び第18条

18

キャリア形成促進助成金

1 概要

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価を実施した場合に支給する助成金。(支給機関:独立行政法人雇用・能力開発機構)

2 助成金の種類

- ① 訓練等支援給付金 (別添参照)
- ② 職業能力評価推進給付金
年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる場合の助成
→ 受験に要した経費及び受験期間中に支払った賃金の3/4
- ③ 地域雇用開発能力開発助成金
地域雇用開発促進法に基づき「同意雇用開発促進地域」内に事業所が所在する事業主であって、当該地域内等に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、職業訓練を受けさせる場合の助成
→ 職業訓練(OJTを除く。)に要した経費の1/2 (中小企業2/3)
職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (中小企業2/3)
- ④ 中小企業雇用創出等能力開発助成金
中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた認定組合の構成中小企業者等であって、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業訓練を受けさせる場合等の助成
→ 職業訓練(OJTについては外部講師の謝金に限る。)に要した経費の1/2 (小規模事業主2/3)
労働者の申出による教育訓練について事業主が負担した経費の1/2
職業訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金の1/2 (小規模事業主2/3)
労働者の申出による教育訓練について休暇期間中に支払った賃金の1/2
※ 小規模事業主: 常時雇用する労働者の数が20人を超えない中小企業者

19

訓練等支援給付金の概要

次の①又は②のいずれかに該当する場合に助成。

① 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者等に職業訓練を受けさせる場合

【受給できる額】 ※ 訓練経費及び賃金に係るものに限る。

- i その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる中小企業事業主 → OFF-JTの経費・賃金の1/2
- ii その雇用する非正規労働者に職業訓練を受けさせる事業主 → OFF-JTの経費・賃金の1/3 (中小企業1/2)
- iii 新たに雇い入れた労働者等にジョブカード制度に係る訓練を受けさせる事業主
→ OFF-JTの経費・賃金の2/3 (中小企業3/4)
OJTの経費につき、600円/時間 OJTの賃金の2/3 (中小企業3/4)

② 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、教育訓練等を受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合、また、始業・終業時間の変更等又は長期の教育訓練休暇の付与を行った場合

【受給できる額】

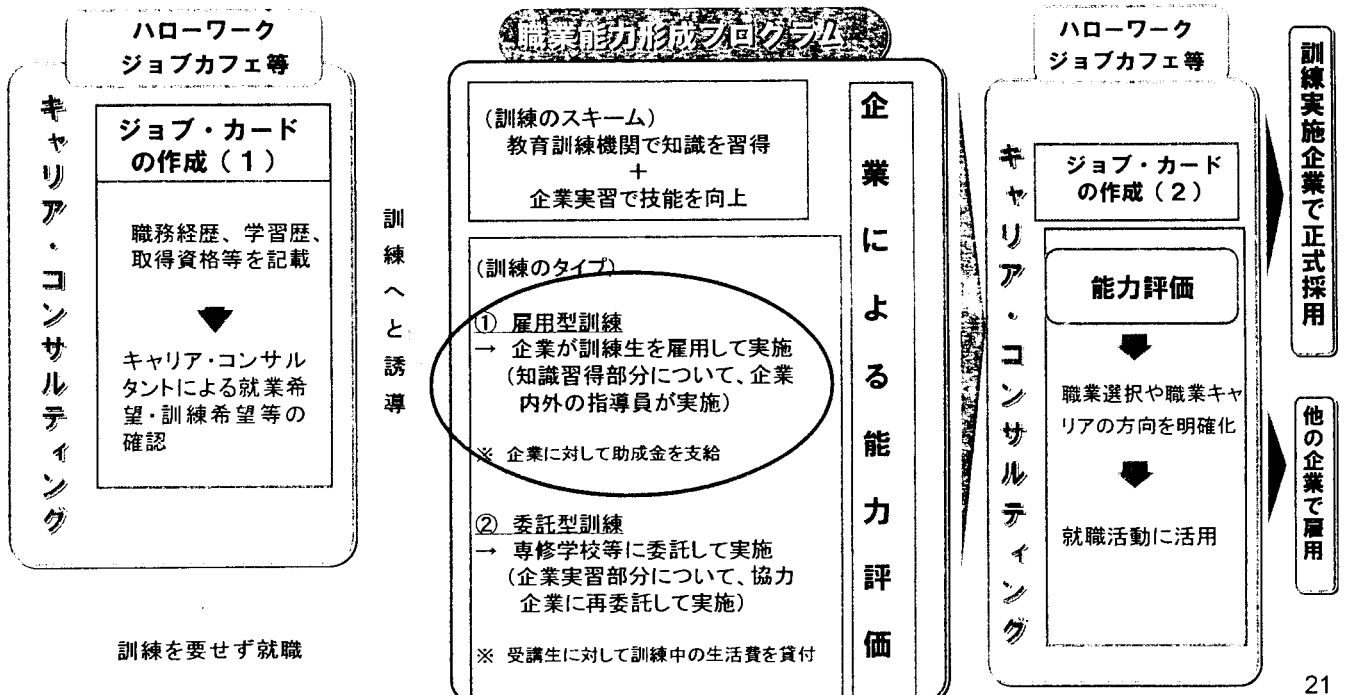
- i 自発的職業能力開発経費の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より拡充】
また、中小企業に限り、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- ii 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より拡充】
また、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- iii 始業・終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限を行った場合の訓練経費及び賃金(勤務時間短縮のみ)の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より新規措置予定】
また、制度導入時に30万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。【21年度より新規措置予定】
- iv 長期の教育訓練休暇期間中の訓練経費及び賃金の1/3 (中小企業1/2) 【21年度より新規措置予定】
また、制度導入時に30万円、(代替要員の確保措置がある場合、60万円)、利用者一人当たり10万円を別途支給。【21年度より新規措置予定】

20

ジョブ・カード制度(平成20年4月創設)の概要

創設の背景: 人口減少下における持続的な経済成長のためには、一人一人が能力を開発する機会をもち、能力を発揮できる社会の実現が重要。他方、就職氷河期に非正規労働にとどまらざるを得なかったフリーターや、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等については、能力を高めて正社員になりたいとしても、そのための能力形成機会に恵まれないという悪循環が存在。こうした悪循環を打開し、「職業能力形成機会に恵まれない者」の能力開発・安定雇用を支援するため、ジョブ・カード制度を創設。

施策の概要: 職業能力形成機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等)について、国、産業界等が連携して、その職業能力を高めるための機会を提供。具体的には、①きめ細かなキャリア・コンサルティング、②企業実習を組み込んだ実践的な職業訓練、③能力評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、安定雇用への移行を促進。



21

ジョブ・カード制度の職業訓練

	雇用型訓練		委託型訓練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	日本版デュアルシステム
対象者	正社員経験が少ない方 (学校卒業後6ヶ月以内の方を除く)	新規学卒者を主とした15歳以上 35歳未満の若年者	フリーター等すぐには企業に雇用されにくい方
総訓練期間	・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合には1年) ・Off-JTは総訓練時間の1割以上9割以下	・6ヶ月以上2年以下 ・Off-JTは総訓練時間の2割以上8割以下	標準4ヶ月
位置づけ	フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者に実践的な訓練を行うことにより、訓練実施企業又は他の企業における常用雇用を目指す。	若年者(特に新規学卒者)に計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	公共職業訓練の一類型。教育訓練機関が主体となり、フリーター等実践的な職業能力を付与。

22

ジョブ・カード制度における雇用型訓練実施企業への助成の拡充 (キャリア形成促進助成金の拡充)

二次補正: 制度要求

現行制度

フリーター等の正社員経験が少ない者を雇用し、座学等と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施する事業主に対して、当該訓練に係る経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するもの。
フリーター等の能力開発・安定雇用への移行の促進を目的とする。
(助成率等は右図のとおり)

			中小企業への助成率・額	大企業への助成率・額
職業	座学等 (OFF-JT)	経費	2分の1	3分の1
		賃金	2分の1	3分の1
訓練	企業実習 (OJT)	経費	600円/時間(訓練生1人当たり)	
		賃金	なし	

生活対策

拡充内容(※)

※ 「生活対策」(平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策関係会議合同会議)による拡充の内容

雇用型訓練を実施する企業について、次のとおり助成を拡充する。

- ・ 座学等に係る経費・賃金の助成率 中小企業の場合: 4分の3(現行 2分の1) 大企業の場合: 3分の2(現行 3分の1)
- ・ 企業実習に係る賃金の助成 中小企業の場合: 4分の3(現行 なし) 大企業の場合: 3分の2(現行 なし)

(お問い合わせ先)

○地域ジョブ・カードセンター、サポートセンター

全国134か所の商工会議所内にジョブ・カードセンター、サポートセンターを設置し、制度のご説明や各種手続きのお手伝いをいたしております。お近くのセンターにお気軽にお問い合わせください。

所在地や連絡先など詳しくは、日本商工会議所のジョブ・カード事業URL <http://www.jc-center.jp> をご覧ください。

○厚生労働省のホームページでも制度のご案内をしています。

<http://www.mhlw.go.jp> にアクセスしていただき、

最初の画面の右下の「ジョブ・カード」のボタンをクリックしてご覧いただけます。

(担当)

厚生労働省職業能力開発局実習併用職業訓練推進室

電話 03-3502-2929(直通)

FAX 03-3502-2630

24

公共職業訓練の概要

国及び都道府県は、離職者、在職者、及び学卒者に対する公共職業訓練を実施しています。

* 国及び都道府県の責務:「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。(職業能力開発促進法第4条2項)

離職者訓練

(1)対象:ハローワークの求職者
(無料(テキスト代等は実費負担))

(2)訓練期間:概ね3月~1年

(3)主な訓練コース例
(雇用・能力開発機構実施例)

○施設内訓練
生産システム技術科
テクニカルオペレーション科 等

○委託訓練
OA事務科、経理事務科 等



在職者訓練

(1)対象:在職労働者(有料)

(2)訓練期間:概ね2日~3日

(3)主な訓練コース例
(雇用・能力開発機構実施例)

・光通信施工コース
・3次元CAD/CAMコース、
・FA(生産自動化)システムコース 等



学卒者訓練

(1)対象:高等学校卒業業者等(有料)

(2)訓練期間:1年又は2年

(3)主な訓練コース例
(雇用・能力開発機構実施例)

【専門課程】
生産技術科、電子技術科、制御技術科
【応用課程】
生産機械システム科
建築施工システム科 等



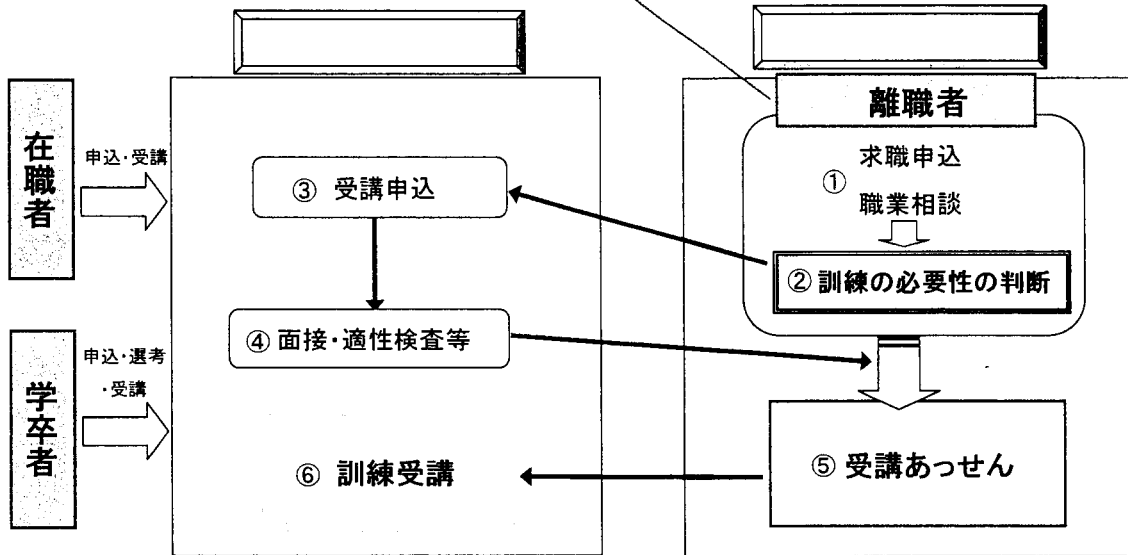
25

公共職業訓練受講の流れ

離職者訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。

(※在職者と学卒者等に対する職業訓練は、公共職業能力開発施設で直接、受講申込みを受け付けております。)

離職者訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して、受講をあっせんしています。



離職者訓練(施設内訓練)の概要

- 国は、全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保しています。
- 都道府県は、地域住民サービスの観点から、地域の実情に応じた職業訓練を実施しています。

雇用・能力開発機構

都道府県

○ 対象 離職者(ハローワークの求職者)

○ 訓練期間 標準6か月

就業範囲の拡大と多様化する職務に対応し、より再就職に資する訓練とするため、3か月ごとに仕上がり像(訓練目標)を設定(6か月で2つの関連する職務に係る仕上がり像を設定)。

主にものづくり分野を中心とした訓練を実施

主な訓練コース例

- ・ テクニカルオペレーション科
- ・ 金属加工科
- ・ 電気設備科
- ・ 制御技術科
- ・ 住宅設備科
- ・ 生産経営実務科



(例)NC工作機械の技能訓練

○ 訓練期間 標準6か月～1年

地域の実情に応じた訓練を実施

主な訓練コース例

- ・ 情報ビジネス科
- ・ 介護サービス科
- ・ 旅館科
- ・ 陶磁器製造科
- ・ 造船溶接技術科
- ・ 造園科

離職者訓練(委託訓練)の概要

1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しています。

2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	独立行政法人雇用・能力開発機構(都道府県センター) 都道府県(職業能力開発主管課)
訓練対象者	離職者(ハローワーク求職申込者)〔受講料:無料〕
訓練コース	例:OA事務科、経理事務科、情報処理科 介護サービス科、販売実務科 等
訓練期間等	標準3カ月(1カ月当たり原則100時間以上)



28

介護分野における離職者訓練実施状況(平成19年度)

(単位:人)

	合計		(独)雇用・能力 開発機構		都道府県				
	施設内	委託	施設内	委託	施設内	委託			
(受講者数)	11,382	2,069	9,313	8,110	723	7,387	3,272	1,346	1,926
(就職率)	—	88.1%	73.9%	—	94.4%	74.6%	—	84.6%	71.0%

29

職業訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度

平成21年度予算予定額 約13.0億円

趣旨

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、ジョブ・カード制度の委託型訓練受講者、派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者、「橋渡し訓練」受講者に対する生活保障を実施する。

要件

①貸付要件

所得が200万円以下の(i)～(iii)いずれかの者(貸付額 46,200円、100,000円) ※46,200円は(i)のみ
→扶養家族を有する者に対する貸付額:120,000円

- (i) ジョブ・カード制度の委託型訓練受講者
- (ii) 派遣労働者等の雇止め・解雇等による離職者であって、公共職業訓練の受講者
- (iii) 「橋渡し訓練」受講者

②返還免除要件

上記の(i)～(iii)の者のうち、これまで正社員就職に努力してきたにもかかわらず正社員経験が少ない者であって、次の要件のどちらも満たすもの

- (i) 所得が200万円以下の主たる生計者
- (ii) 訓練を適切に修了(「出席率8割以上」及び「訓練の評価が一定以上」)

【返還免除額】

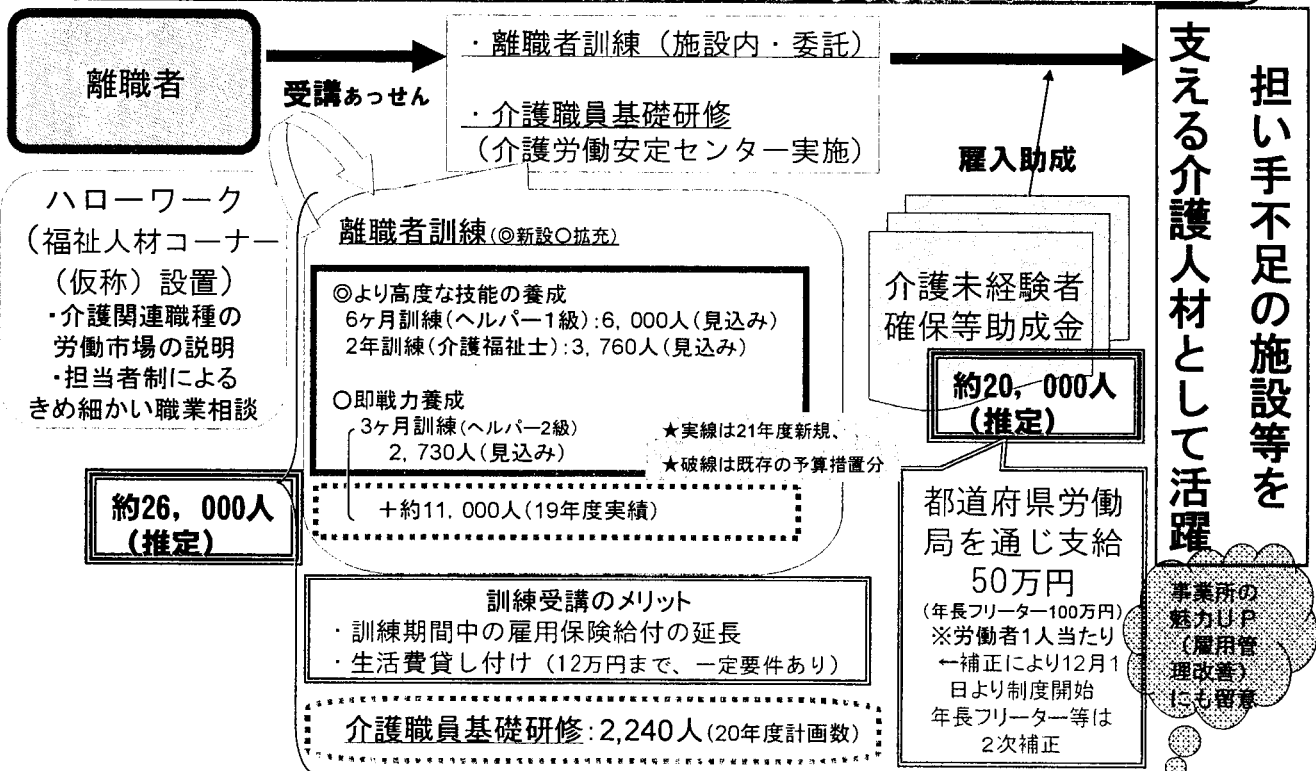
貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

①の場合、技能者育成資金を利用可能、さらに②の場合、その返還を免除

30

他産業からの離職者を介護人材として養成

ハローワークを通じた求職者対策を糸口として、受講斡旋に基づく職業訓練、都道府県労働局支給の雇入れ助成等関係の政策資源を総動員し、他産業からの離職者ができるだけスムーズに人材不足の介護業界(施設等)で活躍できる道を開く。



離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充（民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、緊急に3.5万人分を増）
（平成21年度離職者訓練定員全体：約19万人（※ 対20年度当初比 約4万人増））

1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 9,760人(6か月及び2年訓練)（※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり）

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース6,000人
2年訓練 介護福祉士養成コース3,760人

・IT関連 5,240人(6か月訓練)（※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり）

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 2,500人(6か月訓練)

2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。

（例：ホームヘルパー2級養成コース）

32

教育訓練給付制度

1. 概要

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図るため、労働者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一定割合に相当する額を支給する雇用保険の給付制度です。

2. 対象者

雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方(支給要件期間が3年以上の者。ただし、初回に限り、1年以上の方。)

3. 給付額

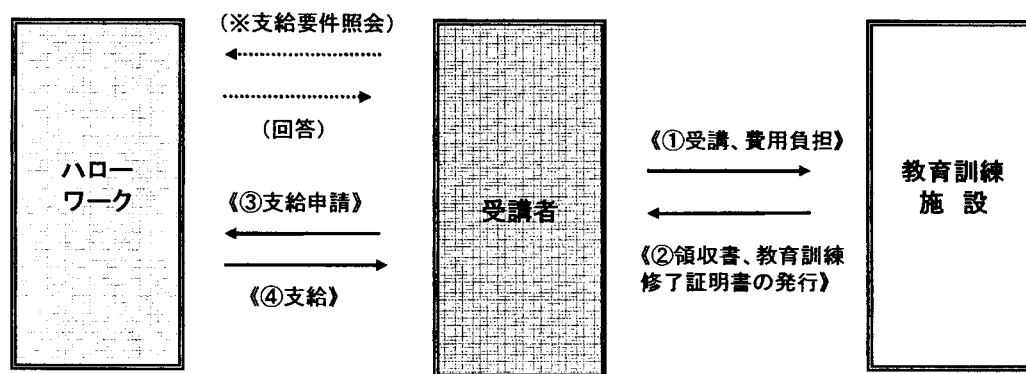
受講生本人が支払った教育訓練経費の20%に相当する額(ただし、10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。)

4. 対象となる講座について

教育訓練給付制度では、情報処理技術者資格、簿記検定、訪問介護員、社会保険労務士資格などをめざす講座など、働く人の職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。

厚生労働大臣が指定する講座については、『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できるほか、中央職業能力開発協会ホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でもご覧になれます。

支給申請から支給までの流れ



※支給要件照会…教育訓練給付金の受給資格の有無及び受講を希望する講座が厚生労働大臣の指定を受けているかどうか、希望に応じて、照会することができます。

5. 講座の指定申請について

教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座は、教育訓練を実施する者が指定を希望する教育訓練講座にかかる「教育訓練実施状況調査票」等の必要書類を提出した場合であって、その内容が「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」(pdfファイル)に合致することが確認されるものです。詳しくは、「教育訓練給付制度の講座指定等に関するQ&A」をご覧ください。

34

教育訓練給付の対象講座について

平成20年10月1日現在

- 全対象講座数 5,236講座
- うち社会福祉・保健衛生関係 829講座
(ホームヘルパー、社会福祉士、管理栄養士等)

※職業能力開発局育成支援課調べ

福祉・介護人材の参入促進等のための取組

36

福祉・介護人材確保のための緊急対策について(社会・援護局分)

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金) ※2次補正予算案
- ・ 実施主体: 都道府県が適当と認める団体
- ・ 補助率: 10/10
- ・ 概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: 205億円(障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施) ※2次補正予算案
- ・ 実施主体: 都道府県
- ・ 補助率: 定額(10/10)
- ・ 概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業

+

- ・ 予算額: セーフティネット事業費補助金210億円の内数 ※21年度当初予算案
- ・ 実施主体: 都道府県
- ・ 補助率: 1/2
- ・ 概要: ①福祉・介護人材定着支援事業
②実習受入施設ステップアップ事業

37

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充について

○ 介護福祉士等養成施設に著しい定員割れが生じている現状を踏まえ、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から、介護福祉士・社会福祉士養成施設の入学者に対し修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」について、貸付原資等の補助及び貸付条件の緩和を行う。

	第2次補正予算による対応	現行制度(平成20年度)
予算額(案)	320億円(※)	セーフティネット事業費補助金195億円の内数
補助率	10/10(セーフティネット事業費補助金)	1/2(セーフティネット事業費補助金)
実施主体	都道府県が適当と認める団体(都道府県社協等)	都道府県
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士養成施設(1年課程) 介護福祉士養成施設(2年以上課程) 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者(学年当たり6,000人程度)	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士養成施設(1年課程) 介護福祉士養成施設(2年以上課程) 社会福祉士一般養成施設(1年以上課程) 社会福祉士短期養成施設(6月以上課程) のいずれかに入学する者
貸付限度額	① 月額5万円 ② 入学準備金20万円(初回に限る。) ③ 就職準備金20万円(最終回に限る。)	月額3.6万円
返還方法	都道府県が設定する期間内に、都道府県が設定する金額を返還	貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月3.6万円を返還
返還免除	① 養成施設等の卒業の日から1年(国家試験に不合格となった場合等には3年)以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 受験資格の対象となる介護又は相談援助の業務に従事し、 ④ 以後5年間当該業務に従事すること	① 養成施設等の卒業の日から1年以内に、 ② 貸付を受けた都道府県の区域内において ③ 介護福祉士の場合には受験資格の対象となる介護等の業務に、社会福祉士の場合には受験資格の対象となる相談援助の業務に従事し、 ④ 以後7年間当該業務に従事すること
貸付事務費	交付された資金の中から年間600万円以内の範囲で取崩し可能	なし

※ 3年分に相当する規模の貸付に係る原資を交付。

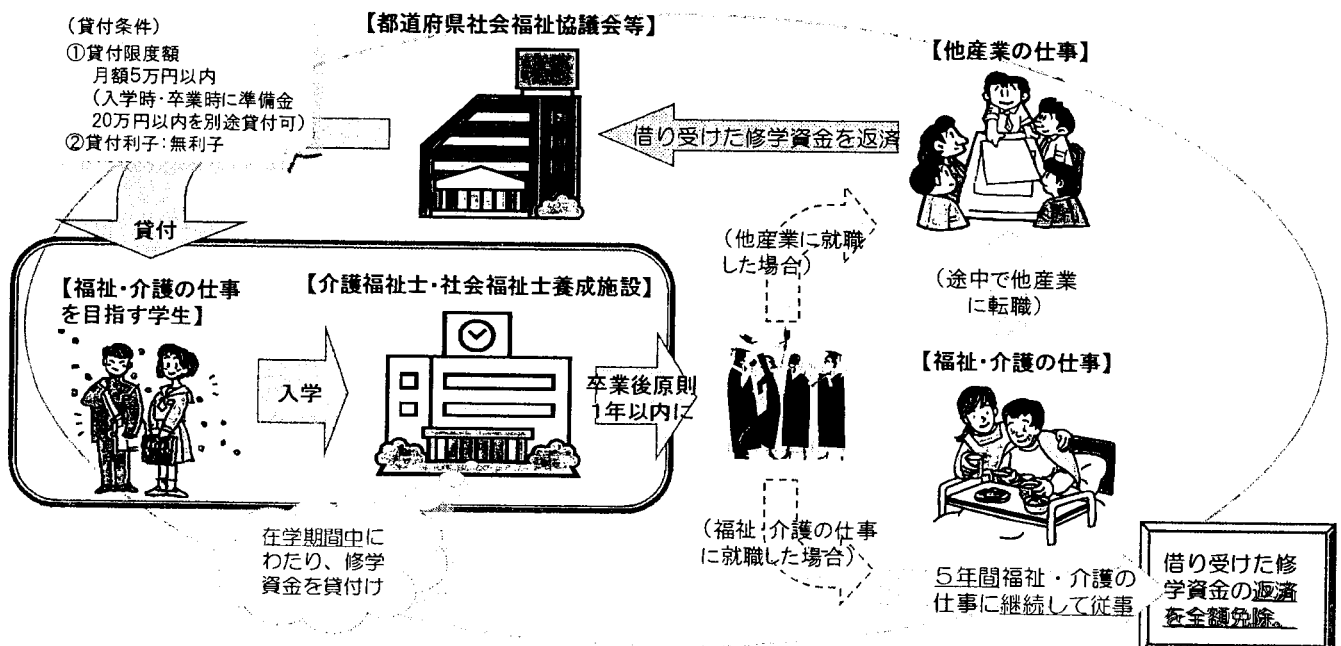
38

介護福祉士等修学資金貸付制度について

○ 平成20年度第2次補正予算において、介護福祉士・社会福祉士養成施設等への修学資金の貸付けを行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」を大幅に拡充しました。

この制度は、養成施設等に在学期間中1月5万円を限度に貸付けを行うとともに、養成施設等を卒業後、貸付けを受けた都道府県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除されます。

(介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み)



⑤ 福祉・介護人材定着支援事業（平成21年度予算）

目的

- 福祉・介護分野においては、離職率が約22%と全産業の平均(約16%)を上回っており、これら離職者のうち、約75%が3年未満で離職している状況。(平成20年財団法人介護労働安定センター調査)
- このため、人材定着支援アドバイザー(仮称)を設置し、就職して間もない従事者等を個々にフォローアップし、職場の労働環境、人間関係等に関する相談に応じるとともに、その結果を事業者者にフィードバックすることを通じ、福祉・介護分野に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】



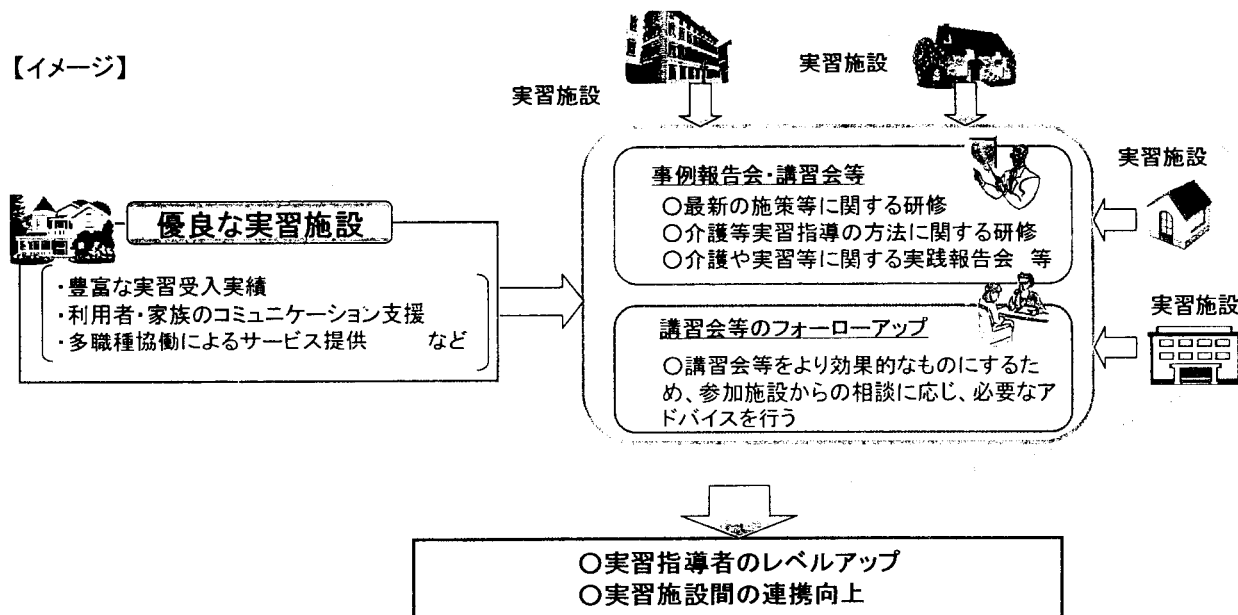
44

⑥ 実習受入施設ステップアップ事業（平成21年度予算）

目的

- 介護福祉士や社会福祉士の養成課程における実習は、実践を通じて学習する機会として、人材養成に当たり不可欠。
- 現在、実習施設指導者を養成する講習会はあるものの、その後のフォローアップは、それぞれの施設や実習指導者に委ねられている状況。
- このため、一定の要件を満たす優良な実習施設を中心として、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図るとともに、実習施設間の連携を促進する。

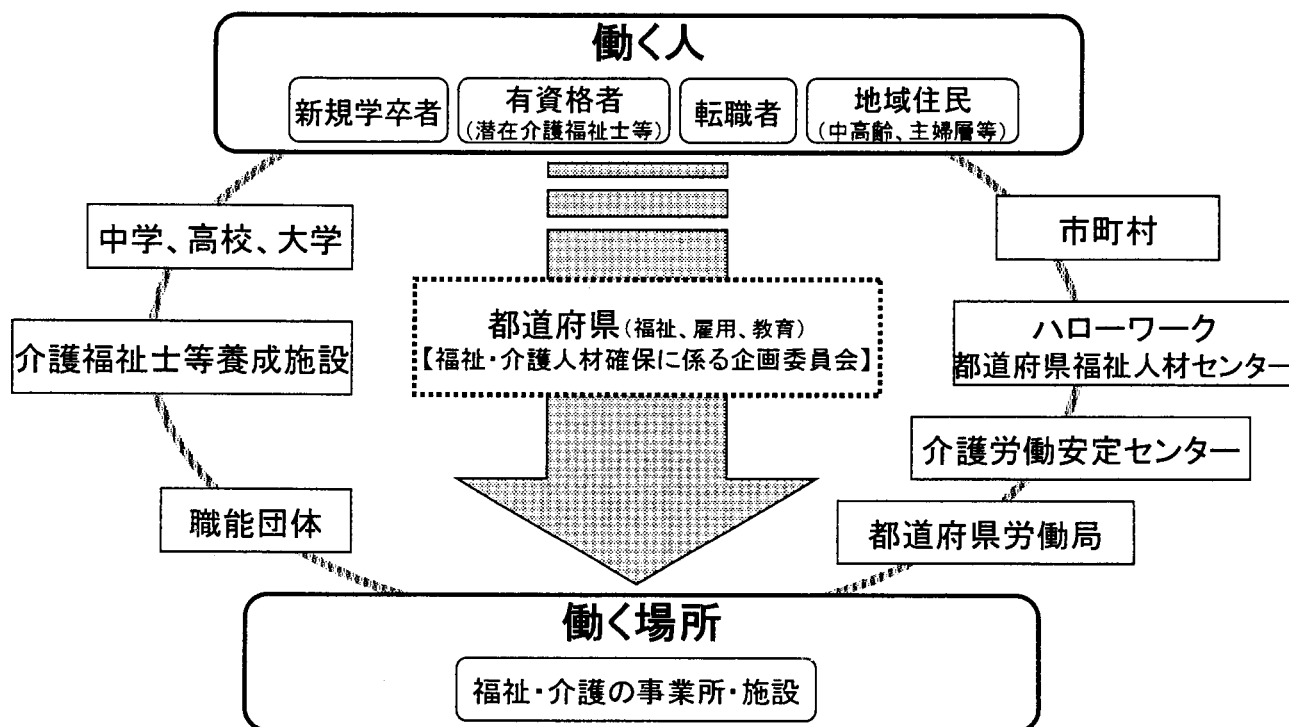
【イメージ】



45

福祉・介護人材確保に係る関係機関の連携

- 福祉・介護人材の確保に当たり、都道府県レベルにおいて、関係機関による連携の仕組みをつくることが重要。
- 特に、福祉サイドだけでなく、労働・教育施策との関係に留意。



※ セーフティネット支援対策等事業費補助金中の福祉・介護人材確保緊急支援事業において、企画委員会に係る設置・運営経費を予算措置(補助率1/2)

46

(参考1) 福利厚生センターの概要

[目的]

社会福祉法第102条の規定に基づき、社会福祉事業経営者が単独ではできない職員の福利厚生事業を全国規模で共同化し、規模の利益を享受して、立ち遅れた民間社会福祉事業従事者の福利厚生の向上を目指すものである。

[事業の概要]

- 実施主体 社会福祉法人 福利厚生センター 1カ所 ※各都道府県に事務局(業務受託団体)を設置
- 事業内容(会費充当)
 - ① 健康支援事業
 - ア 政管健保制度を活用し、一般健診、人間ドック等を受診した場合に、その本人負担分の一部を補助し、生活習慣病予防検診の受診促進を図る。
 - イ 社会福祉事業従事者の健康増進のため、スポーツクラブ等と提携して有利な条件で会員にスポーツ施設の斡旋を行う。
 - ② 余暇支援事業
 - ア 旅行業者と提携して有利な条件で会員に旅行・宿泊施設を斡旋する。
 - イ 会員同士の各種クラブ、サークル活動の場を企画実施する。
 - ③ 生活支援事業
 - 物販割引、通信販売、団体保険等を行う。
 - ④ 啓発支援事業
 - 海外研修事業、資格取得記念品贈呈事業等自己啓発に関する事業を実施
 - ⑤ その他
 - ア 会員情報誌発行
 - イ 会員が身近に利用できる、地域に密着した事業等を行う。
- 会員数
 - 191,126人(平成20年3月31日現在)
- 会費
 - 1人当たり1万円/年額(法人一括加入)

① 進路選択学生等支援事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 将来の福祉・介護人材を養成する介護福祉士・社会福祉士等養成施設においては、深刻な定員割れの状態にあり、このままでは、サービス提供を担う人材の確保やサービス水準の維持に支障を生ずるおそれがある。
※ 介護福祉士養成施設定員充足率(71.8%(平成18年度)→64.0%(平成19年度)→45.8%(平成20年度))
- このため、養成施設に、専門員を設置し、次のような取組を通じ、若い世代や地域の人材確保を推進する。

(対象)

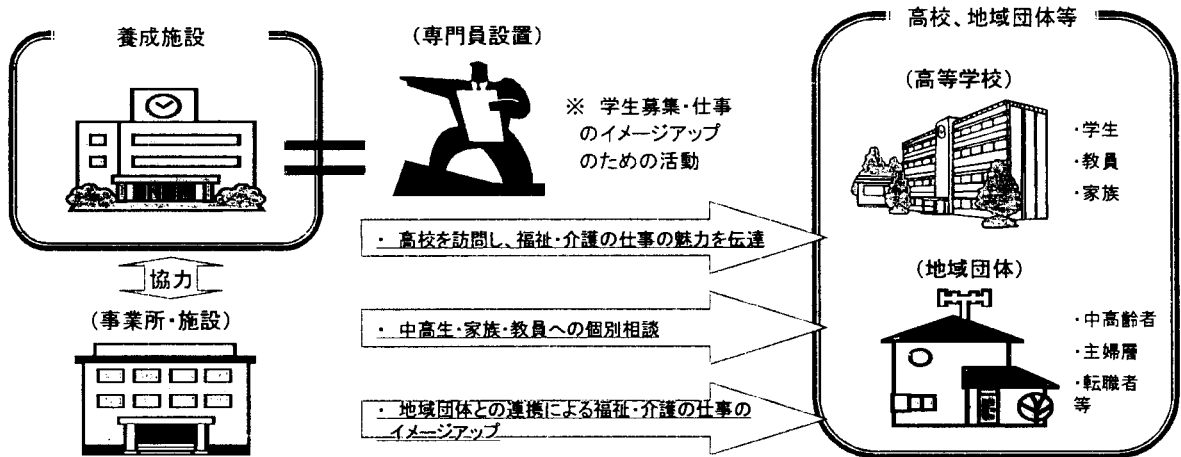
- ・ 中高生、家族、教員
- ・ 中高齢者、主婦層、転職者等
- ・ 地域団体・機関等

(活動内容)

- ・ 福祉・介護の仕事の魅力や実情を紹介
- ・ 就学・研修受講に向けて、個別に相談・助言・指導等を行う
- ・ 理解促進、意識啓発のための地域イベント、説明会等を開催

※ 定員充足率60%未満の養成施設(介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士)を対象。

【イメージ】



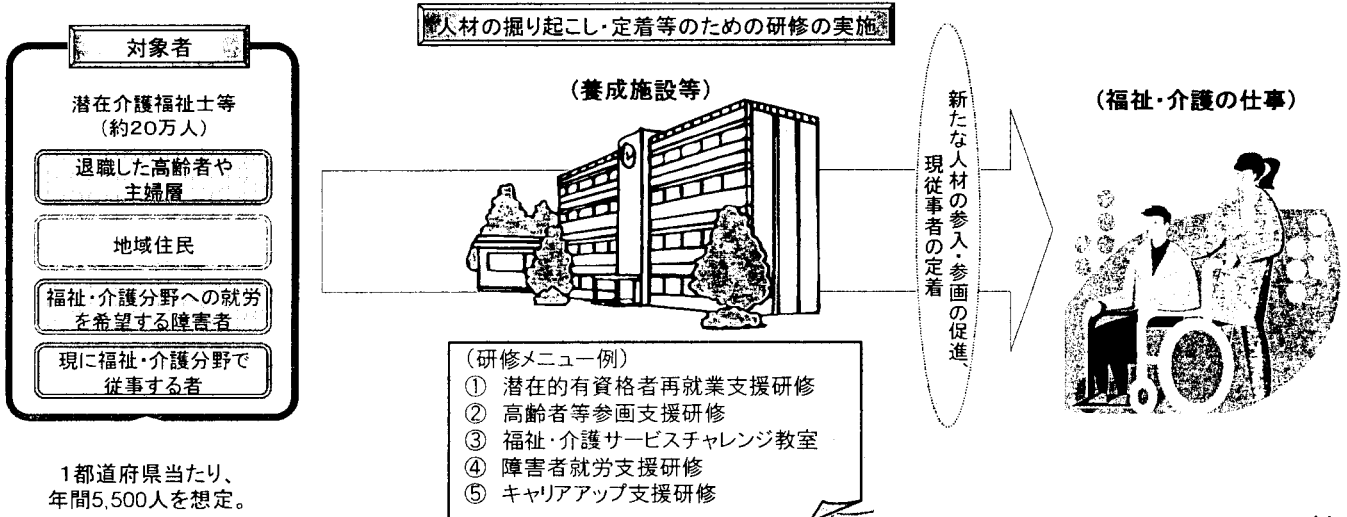
40

② 潜在的有資格者等養成支援事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 定員に余裕がある介護福祉士養成施設等の資源を活用し、
 - ① 潜在的な介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の再就業を支援するための研修
※潜在的介護福祉士は約20万人以上存在(平成17年度)
 - ② いわゆる「団塊の世代」や主婦層の知識・能力を活かして参画を進めるための研修
 - ③ 地域住民に対し、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうための研修
 - ④ 障害者の福祉・介護分野への就労を支援するための研修
 - ⑤ 職員のOFF-JTを行うことが困難な事業所に従事する者のキャリアアップを支援するための研修
 等を行うことを通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援する。

【イメージ】



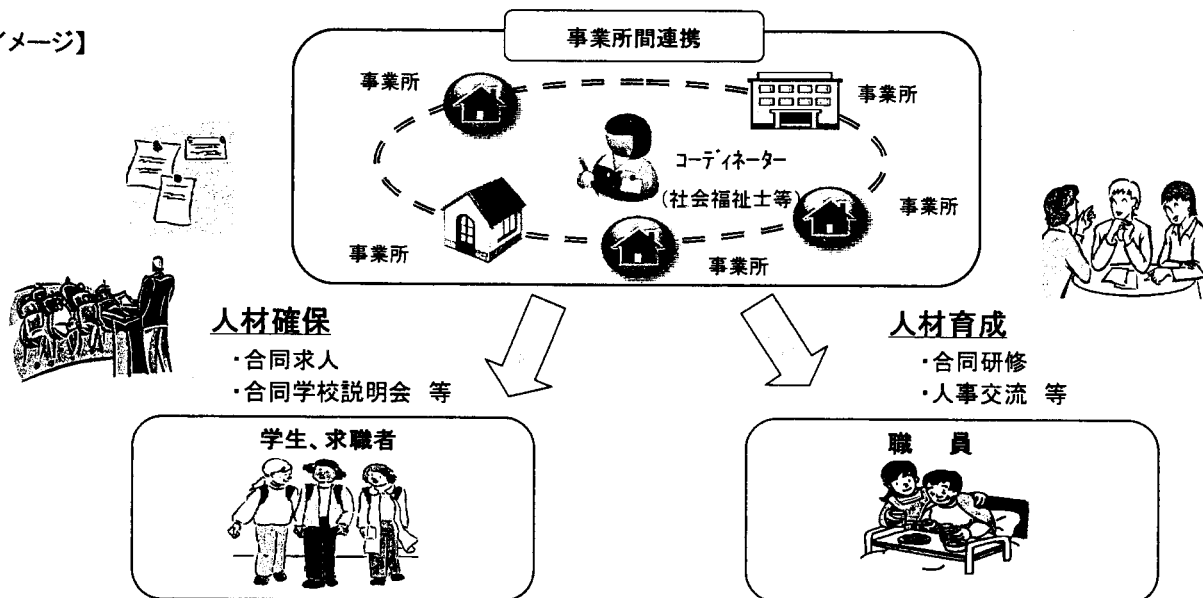
41

③ 複数事業所連携事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 在宅サービス事業所や小規模事業所は、効率性の問題により、求人や広報、研修等を自ら実施することに困難が多い。
- 景気動向に伴い他分野の採用が活発になる一方、福祉・介護分野では離職率が高く、特に小規模事業所ほど、その傾向が強くなっている。 ※1年間の離職率（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
 ……従業員数 9人以下 29.0%、10～49人 24.6%、50～99人 20.6%、100人以上 17.7%
- そこで、複数の事業所がネットワークを形成し、協同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

【イメージ】



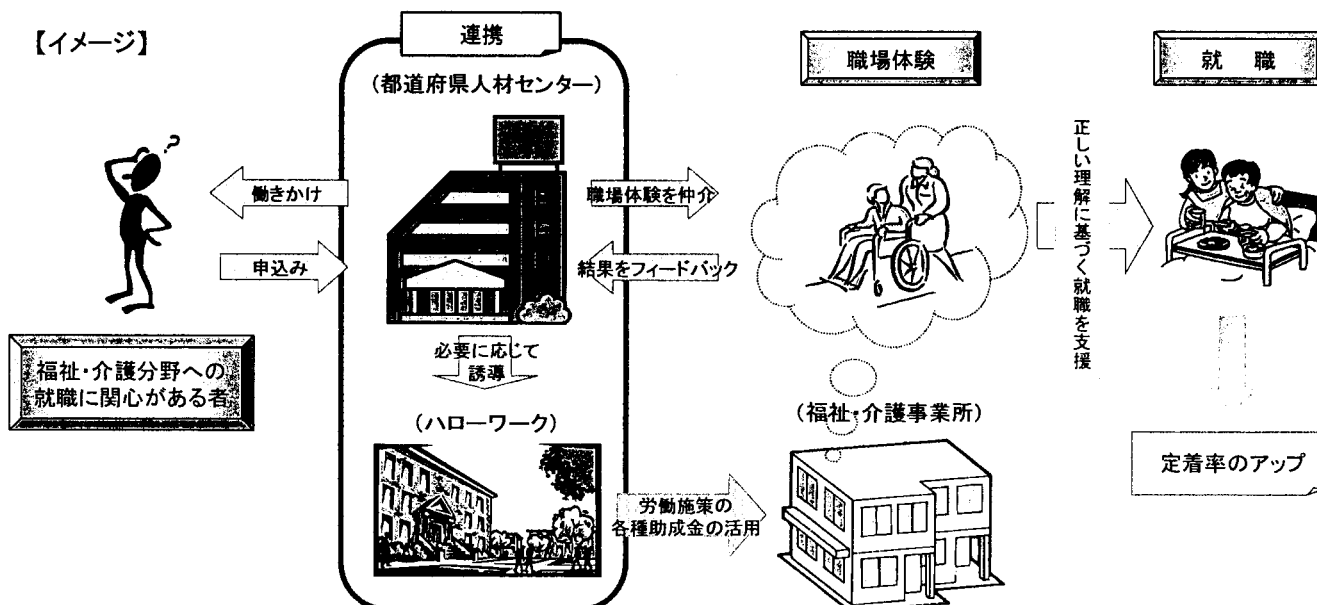
42

④ 職場体験事業（平成20年度第2次補正予算）

目的

- 福祉・介護分野において、離職者の約75%が3年未満で離職している状況にあり、また、事業者の約5割が採用した者の質に満足していないなど、就職希望者が抱く職場のイメージと、事業者が求める人材像にギャップが生じているケースも多いと考えられる。（平成20年財団法人介護労働安定センター調査）
- このため、あらかじめ職場体験を行う機会を提供し、就職希望者には実際の職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらい、事業者には就職希望者のパーソナリティを理解してもらうことにより、こうしたギャップを埋め、円滑な人材参入を促進する。
- こうした取組と併せて、労働施策（各種助成金の活用）との十分な連携を図ることにより、政策効果を高める。

【イメージ】



43

(参考2) 福祉人材センターの概要

[目的]

社会福祉法に基づき、中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターを設置し、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介や就職説明会等を実施することにより、社会福祉事業従事者の確保を推進するものである。

[事業の概要]

○ 中央福祉人材センター(根拠:社会福祉法第99条) 1カ所

- ① 実施主体 全国社会福祉協議会
- ② 主な事業内容
 - ・都道府県福祉人材センターの業務に関する連絡調整、指導
 - ・人材需給情報の収集、提供
 - ・都道府県人材確保相談員等の研修
 - ・啓発、広報

○ 都道府県福祉人材センター(根拠:社会福祉法第93条) 福祉人材センター・バンク数77カ所

- ① 実施主体 福祉人材センター:都道府県、福祉人材バンク:都道府県、指定都市、中核市
- ② 事業内容
 - ・福祉人材の無料職業紹介(就労斡旋)
 - ・福祉就労希望者に対する説明会、講習会
 - ・社会福祉事業従事者に対する研修
 - ・経営者に対する人材確保相談
 - ・調査研究、啓発・広報など

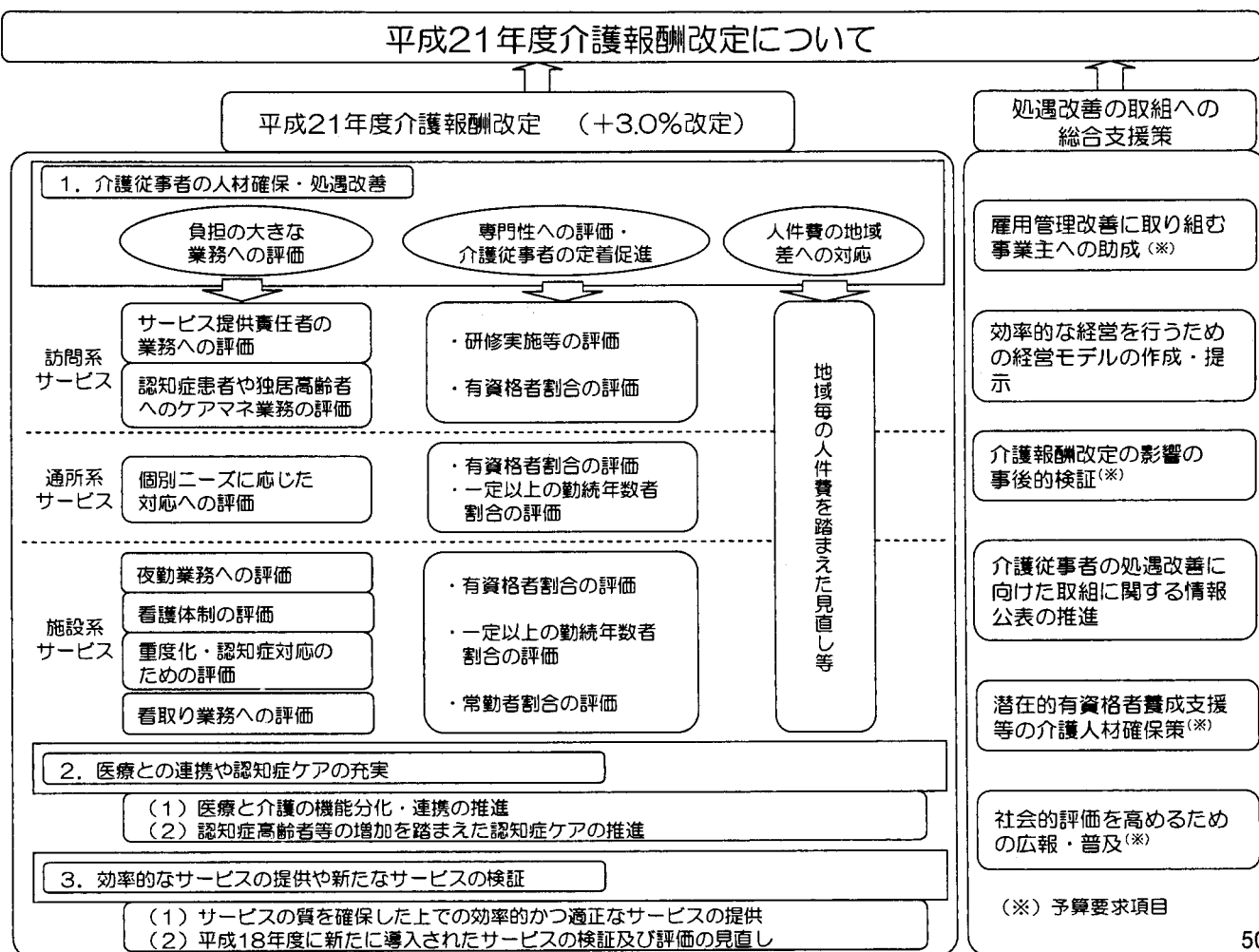
(参考)福祉人材センターを通じた求人・求職状況(平成19年度実績)

新規求人数	156,137人
新規求職者数	48,663人
求人・求職相談件数	359,077件

48

介護報酬の改定

平成21年度介護報酬改定について



50

介護従事者の人材確保・処遇改善について

○ 質の高い介護サービスを安定的に提供する観点から、介護従事者の処遇改善を進めるとともに経営の安定化を図るため、平成21年度介護報酬改定において次の措置を講じる。

1 負担の大きな業務への評価

各サービスの特性に応じ、夜勤業務など負担の大きな業務に対して的確に人材を確保するための評価

① 訪問介護

- 初回時や緊急時の訪問といったサービス提供責任者の労力が特にかかる場合を評価。

② 通所介護(デイサービス)

- 常勤の理学療法士等を配置し、個別機能訓練計画に基づき、利用者の多様なニーズに対応する複数の機能訓練メニューを提供する場合を評価。

③ 居宅介護支援(ケアマネジャー)

- 特に労力を要する認知症高齢者等、独居高齢者及び初回に係るケアマネジメントについて評価。

④ 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

- 夜間において、基準を上回る職員配置を行っている施設を評価(三施設)。
- 常勤の看護師や基準を上回る看護職員を配置している介護老人福祉施設を評価。
- 介護老人保健施設において、看取りを評価。